

三卷本『色葉字類抄』名字部の研究

藤本 灯

一 はじめに

三卷本『色葉字類抄』（以下、字類抄）の内部はイ・スの篇毎に二二部に意義分類されており、各篇末尾（部立の二〇、二一番目）には「姓氏部」「名字部」が設けられている。

「姓氏部」には「源」「石川」など、いわゆる「氏」や「苗字」が、「名字部」には「家」「明」など、いわゆる「名乗字／実名字」が収められており、平安時代の人名の読み方を特定する一助とされてきた。姓氏は、多く氏姓制度や家系の研究に伴って日本史学の分野でも盛んに研究が行われてきたものの、名前（名字）の読み方については関心が薄く、国語学・国文学の分野でも、平安時代における名字全般の性質について、殆ど研究が行われてこなかった。また、従来の字類抄研究においても「辞字部」「暈字部」などが主

に扱われており、当部についてはあまり言及されてこなかったが、無論、特定の部や一部の語の性質のみによって辞書の性格を決定することは出来ない。筆者は字類抄の全体像を捉えるためには従来等閑視されてきた部についての調査も不可欠であると考え、本稿では特に漢字と訓との結び付きが特殊な「名字部」について検討を行うこととした。更に、字類抄が古辞書のうち「姓氏部」「名字部」を部立として採用した初期の例であることから「注一」、当部の内容や存在意義について今回取り組むべき問題として次の二点を挙げ、検証を試みながら、今後の研究への足がかりとしたい。

一、本書「名字部」に収録された「名乗字」の性質はどのようなものか。

一、仮名引きによって字を求める体裁の本書において、「名乗字」一字を仮名から求める需要・意義は何処にあっ

たのか。

二 「名字」(名乗字／実名字) についての先行研究

先にも述べた通り、氏・姓や苗字の研究は様々なレベルで行われているが、いわゆる中古・中世の名乗字については述べられたものは少ない。その中で、「院政期く鎌倉中期頃の貴族の実名の用字と訓」という筆者の関心に沿う研究として、特に次のものを参考とした。

- ◆ 栗田寛「古人名称考」(『栗里先生雑著』/1901)
- ◆ 森貞二郎「日本人名考」(『民族と歴史』5・4・5/1921)
- ◆ 武藤元信「命名考」(『武藤元信論文集』/1929)
- ◆ 岡井慎吾『日本漢字学史』(明治書院/1934) ◇ 「漢様の命名」
- ◆ 太田亮『姓氏と家系』(創元社/1941) ◇ 第五章「名の沿革」
- ◆ 吉田澄夫「むずかしい人名の正しい読み方」(『国文学解釈と鑑賞』9/1952)
- ◆ 渡辺三男『日本の人名』(毎日新聞社/1967)
- ◆ 豊田武『苗字の歴史』(中央公論社/1971)
- ◆ 飯沼賢司「人名小考―中世の身分・イエ・社会をめぐる―」(竹内理三先生喜寿記念論文集下巻『莊園制と中世社会』/1984)

◆ 加藤晃「日本の姓氏」(日本古代史講座10『東アジアにおける社会と習俗』/学生社/1984)

◆ 豊田国夫『名前の禁忌習俗』(講談社/1988)

◆ 奥富敬之『日本人の名前の歴史』(新人物往來社/1999)

◆ 高本條治「名前の読み方今昔物語―「名乗り」について」(月刊しにか)14-7/2003)

◆ 『漢字キード事典』(朝倉書店/2009) ◇ 「名乗字」(佐藤貴裕)

この他、江戸時代には名字に関する諸書〔注二〕があり、また『古事類苑』第四七・姓名部八く十には「名上」「名中」「名下」として、「名説方」「命名」等の項目が設けられており、これが名字研究の中で最も大部の書と言える。

現代の文献では特に、築島裕編『訓点語彙集成』に「人名」や「名乗字」と注される五六一項目を参考とした。多くは『日本書紀』諸本の用例であるが、『法華経单字』〔注三〕『将門記』『日本往生極楽記』『世俗諺文』等の例も採られている。

字類抄以降、名乗字を一グループとして採録した古辞書には『拾芥抄(人名録)』〔二中歴(名字歴)』『頓要集(第六十七俗名部)』『新撰類聚往来(名乗)』また「節用集」類が挙げられ、名字専用辞書としては室町時代に『実名字』、江戸時代に『名字指南』『名乗字引』等も現れた。なお、字

類抄系の祖本とされる『節用文字』には「姓氏」「名字」の両部はなく、『色葉字類抄』の編纂に至って加えられた部であることが分かっている。

三 「名字」の語について

字類抄の部立に採用されている「名字」であるが、本項では字類抄内に示された音に倣い、「みようじ」と読むこととする。「姓氏」も「しろうじ」と読むべきであろう。

◆名(ナツク/又ナ) (十人事・中34才)

◆假名(同(詐偽分)) (ケ疊字・中99才)

◆名字(ミヤウシ) (ミ疊字・下65才)

◆姓(シヤウ/息正反一氏) (シ人倫・下71才)

中世日本の人名は、苗字・職名・氏・姓・実名・仮名などの多様な要素から成立しており、また名字と苗字、(実)名字と名乗字など包含関係にある呼称の存在からも定義が複雑であるが、本項において「名字」と呼ぶのは全て、一般的に貴族男性が元服時に与えられる実名(本名)に使用される字のうちの一文字を指す。例えば、「畠山莊司平次郎重忠」であれば、「重忠」を実名、「重」「忠」を「名字」と称する。「名字」の語の用例は加藤(1984)や奥富(1999)に

詳しい。例えば『吾妻鏡』中の「名字」は「実名」「幼名」「輩行+実名」「姓+実名」「通称(+実名)」「官職(+実名)」などの幅広い用法を持っており、しかも必ずしも人名を示すために用いられる訳ではなかったのであるが、無論、字類抄中の「名字部」が、実名字を収録していることは疑いない。

四 本書「名字部」に収録された語彙

以下に、本書「名字部」語彙を掲出順に掲げる。

【名字一覽】イヘ(家宅)、イヤ(弥腹)、イマ(今末)、ハル(春治玄)、ハレ(晴霽)、トモ(友公奉倫偏共知類丈俱偕與兼僚具伴朝朋寛那比等誠)、トシ(俊利敏載年歳稔逸聡明知鏡照詮信章季暁)、トキ(時説節候秋辰言朝昔宗國)、トヲ(遠遐遼通寛玄)、トク(得徳)、トヨ(豊仁農)、トミ(冨)、チカ(近迓親愛隣周允幾庶懷用身躬子實見楨慎元)、チ(千)、ヲ(英雄緒縉濟尾巨水)、ヲカ(岡岳)、カタ(方賢象堅固良形)、カス(員數竿和量)、カケ(景影陰陰暑)、カネ/カナ(兼包懷苞該)、カ(香芳馨)、カツ(勝夏遂)、カト(門廉)、カセ(風吹)、カヒ(穎柄)、カネ/カナ(金鐵)、ヨシ(吉良好義慶善能淑懿令嘉榮理綏微美愛佳珍至資

休若由德賴承燕巨克)、ヨリ(頼依資倚自方賢^二冠) + 子) 穀命麗可時備敬形曲利寄之因據適仍)、タ、(忠直政公齊渡正捨陟位薰尹箴唯資身子但只糺匡江兄弟念賢彈孫產繩)、タカ(高隆教孝卓舉貴高標楚陟尊辛卒岑生懷山膺孝崇)、タフ(任堪能妙)、タへ(妙絲)、タメ(為)、タネ(種胤殖)、タケ(武健)、ツラ(連貫列綿陳屬宜)、ツネ(經常恒庸每鎮方懷昔繩)、ツキ(次繼嗣統序)、ツナ(經)、ツカ(冢墓)、ネ(根福)、ナリ(成業生濟齊為登作平位救均就得尚有忠周也)、ナカ(長永脩條良度)、ナカ(中仲榮)、ナヲ(直尚猶仍脩如君)、ナミ(並比波浪濤秘南)、ナ(名聲稱命)、ナツ(夏)、ムネ(宗致緣棟胷齊順旨至)、ムラ(村屯)、ウヤマフ(敬恭礼)、ノリ(則義儀憲範章孝教乘德法矩規典度刑慶猷經紀式繩令斯明書述朝雅仙言代記永化政象藝肖似載尋軌孝至知)、ノフ(延信述順陳舒書所別修序叙暢正房總命言政誠摠薰振内遙惟將展)、オキ(興息居)、オム(臣)、クニ(國邦州)、ヤス(安保康泰愷懷寧息休俚綏逸馳易緣)、ヤマ(山)、マサ(正昌政理允方當雅匡尹將繩順齊藏幹緝暢賢蔚睿元客)、マス(益増)、マツ(松)、マ(真)、フサ(房総林滋番重成芝維)、フム(文投書)、フチ(藤)、フユ(冬)、フ(生)、フチ(溯)、コレ(是惟維斯伊之時此官自比繫)、エタ(枝柯族條)、エ(江柯兄柄)、テル(光照)、アキラ(明昭章信朗詮在顯著郷光耀高行)、アキ(秋明在章顯著)、アリ(有在茂滿光順照)、アフ(合相會遇)、アツ(厚篤敦淳)、

アユ(肖似)、アサ(朝)、サネ(真信實誠良孚核腕)、サタ(定貞完愷)、サト(里郷隣束誠)、キ(木材興城樹黃紀息置起來杖減幹甲規)、キヨ(清淨潔滯聖)、キミ(公林君)、ユキ(行之如將由隨于往致以通過舒起至征為役)、ミチ(道通康方達至途路陸侄盈充滿)、ミツ(光滿充實盈三者並明)、ミツ(水)、ミ(三實瞻省相視覽親子鑒鏡身躬見親皆現臣)、シケ(重成滋繁蕃茂枝為以兄)、ヒラ(平衡位救均成牧行)、ヒロ(弘廣博濶泰尋寬)、ヒサ(久尚)、ヒト(人仁者)、ヒテ(秀英)、ヒコ(彦孫光)、モチ(茂用以持望荷住蔚庸將式後申殖)、モト(元本職基資幹舊意臺株)、モロ(師諸庶

(表I)
三卷本色葉字類抄・名字部に掲載された字数

イ	6	ワ	-	キ	-	サ	16
ロ	-	カ	36	ノ	74	キ	24
ハ	5	ヨ	54	オ	4	ユ	18
ニ	-	タ	65	ク	3	メ	-
ホ	-	レ	-	ヤ	17	ミ	41
ヘ	-	ソ	-	マ	27	シ	10
ト	64	ツ	25	ケ	-	エ	-
チ	20	ネ	2	フ	16	ヒ	25
リ	-	ナ	47	コ	12	モ	35
ル	-	ラ	-	エ	8	セ	-
ヲ	-	ム	11	テ	2	ス	28
ラ	10	ウ	3	ア	38	計	746

スエ(末季)
スエ(澄角紀處住栖維棲)、スミ(菅)、スケ(助資輔傳相祐亮佐副扶弼毗翼介為棟良)、スカ(菅)、スミ(澄角紀處住栖維棲)、スエ(末季)

三卷本『色葉字類抄』名字部に収録された字数は、右に挙げた延べ七四六字であり、その篇別(イウス)内訳は(表I)の通りである。このうち、

異なる字数は五〇九字、異なる訓数(表II)は一〇五語である。

※異なり字数について

計一通りの読みを持つ字…三五〇字 (延べ三五〇字)

*家 (イへ) など

計二通りの読みを持つ字…一〇八字 (延べ二一六字)

*玄 (ハル・トヲ) など

計三通りの読みを持つ字…三二二字 (延べ九六字)

*公 (トモ・タ・キミ) など

計四通りの読みを持つ字…一一一字 (延べ四四四字)

*朝 (トモ・トキ・ノリ・アサ) など

計五通りの読みを持つ字…八字 (延べ四〇字)

*明 (トシ・ノリ・アキ・アキラ・ミツ) など

〔表Ⅱ〕異なり訓数

*該当訓はそれぞれイロハ順 (掲出順) に挙げた。また

「フチ」と「フヂ」、「ミツ」と「ミツ」など、区別が必要な場合のみ濁点を付した。

同訓に宛てられた字数	組数	該当訓
1	16	トオム、フユ、スカ チ、ヤマ、フ、マ、マ、フヂ タメ、マツ、フヂ ツナ、マ、マ、アサ ナツ、マ、ミヅ
2	21	イへ、ク、カカ、ユ、ハル、ナカ、フム イヤ、カ、カ、ネ、トヨ、ウヤ、キミ イト、カ、マ、カ、オ、ヒト マ、カ、マ、カ、オ、ヒト ハレ、カ、カ、タケ、ス、エ、カ、オ、ヒト タネ、クニ、ヒコ
3	13	イへ、ク、カカ、ユ、ハル、ナカ、フム イヤ、カ、カ、ネ、トヨ、ウヤ、キミ イト、カ、マ、カ、オ、ヒト マ、カ、マ、カ、オ、ヒト ハレ、カ、カ、タケ、ス、エ、カ、オ、ヒト タネ、クニ、ヒコ
4	7	タフ、ツ、サタ カス、カケ、カネ、サト、キヨ、モリ カヌ、ツ
5	7	カス、カケ、カネ、サト、キヨ、モリ カヌ、ツ
6	4	トヲ、カ、カ、サネ、ヒロ
7	7	カ、カ、サネ、ヒロ
8	3	ヲ、ヒラ、スミ
9	3	ムネ、フサ、ミツ
10	3	ツネ、シケ、モト
11	1	トキ
12	1	コレ
13	1	ミチ
14	2	アキラ、モチ
16	2	ヤス、キ
17	1	スケ
18	3	トシ、ユキ、ミ
19	2	チカ、ナリ
22	1	タカ
23	2	トモ、マサ
24	1	ヨリ
28	1	ノブ
30	1	ヨシ
31	1	タハ
46	1	ノリ

これらの名字七四六字について、改めて以下の外面的特徴を指摘したい。

◆「徳(トク)」「紀(キ)」等、音読みの語が若干混在するが、添えられた訓の大部分は訓読みによる。

◆全ての字について、声点を伴わない。

◆これらは「訓読みを前提にした二字名(嘉字二字)の構成字」であり、一字名、また法名やいわゆる有職読み等音読みによる呼称を想定していない。よって、二字名構成字の例外とも言える「ウヤマフ」の訓も「ウヤ」の誤りであることが推測される。また、当時は二字四音節の実名がスタンダードであったが、一字一音節のものに「チ」「マ」「フ」「ネ」「カ」「ナ」「エ」「ヲ」「キ」「ミ」、三音節字に「アキラ」を収録する。

◆これらは男性名の構成字である。女性名に多く見られる「子」も「こ」としては採録されておらず、藤原氏の息女など平安時代の女性名に見られる女篇の字(姫・姚など)も含まない。

五 「名字部」所収語の掲出順位・同訓字の排列規則

「名字部」の各篇内での排列は、概ね同訓字の多い順に掲げられているが、この規則は必ずしも厳密ではない。このことは字類抄増補の過程を物語るものであるかもしれないが、今は問題としない。同訓字内の排列についても明らかではなく、「引用した文献の排列の踏襲」「字類抄中の他の部の排列からの影響」「頻繁に用いられるものや字と訓の結び付きの強いものを先に、稀なものを後に」等の（それぞれ両立し得る）可能性が考えられるが、この予測を踏まえて次にいくつかの検証を試みたい。

■合点

まず、名字部の掲出字に付された「朱の合点」の存在に注目したい。黒川本では合点は省略されているが、名字部に限っては前田本でも卜篇の「トモ」を表す漢字の一部に付されるのみである。イ篇とハ篇の名字部には少数の字しか掲載していないこと、「トモ」が卜篇名字部冒頭の項目であることを考えれば、『色葉字類抄』名字部中で同訓異字の多い最初の項目のみに試みに合点を付したのもとも理解出来るだろう。

「トモ」の項には次の二三字を載せている（合点のある字に傍線を付して示した）。

友、公、奉、倫、偏、共、知、類、丈、俱、偕、
與、兼、僚、具、伴、朝、朋、寛、那、比、等、
誠

色葉字類抄の合点について峰岸明氏「注四」は「当該和訓にとつてその漢字が「要文」であるということは、取りも直さず、その漢字にとつても当該和訓は重要な和訓ということになる。そのような和訓は、言わば、定訓に準ぜられるものかと思う」とされ、辞字部の掲出漢字の順位に關しても「古記録において最も使用度の高い漢字が『三卷本色葉字類抄』前田家本における各語の掲出漢字中、上位、しかも一、二位のものに該当する」とされた。また船城俊太郎氏「注五」は、「合点のしめすものは、そのような、修辭性のつよい、おおくの漢字をつかうことを必要とする、かならずしも実用とはいえぬ漢文の用字に該当するとかんがえるのが妥当であろう」、「漢字がおおくあつめられたばあい、どの字をもちいたらよいか、初学者にはわからなくなつてしまい、（中略）ついに、合点をつけるという方法で、もちいるべき字をしめさざるをえないことになつたとかんがえられるのである」等と述べられている。しかし先学の御指摘はもとより名字部を対象としておらず、これらの理解を本部に当てはめることは難しい。例えば合点が「より適切な漢字」を示すのであれば、既存の人名の表記に際して、その存在が利用者の助けになるとは考え難い。

しかし一方で、合点が右の如く上位字のみに（しかも「偏」字を除いて）付されている状況を見れば、この合点と排列とに何らかの關係を見出すことが出来、その役割を名字部の他の篇や語に敷衍出来ると考えることも、強ち見当外れとは言えないのではないだろうか。そこで、引き続き「トモ」の項目を中心に取り上げながら、合点の役割や排列について考えてみたい。

■他部排列との関連

『色葉字類抄』のうち、漢字一字に対応する和訓を載せる部は、他に「人事部」「辞字部」があり、特に「辞字部」と「名字部」掲出字との關係は自ずから疑われるところである。辞字部のうち、同訓の「トモ」、また「トモ」に通じる「トモカラ又トモナフ」の項目に連なる字を次に示し、それぞれ名字部の字と比較する（右傍線∥合点、左傍線∥共通字）。

名 (トモ)

友公奉倫偏共知類丈俱借與兼僚具伴朝朋寬
那比等誠

辞 (トモ)

倫借友共與知朝兼接朋述公俱寬僚備奉幹連
專具

名 (トモ)

友公奉倫偏共知類丈俱借與兼僚具伴朝朋寬
那比等誠

辞 (トモカラ)

伴倫讎具∥ (誓の日が向) 借友共與知朝兼

接朋通部落基公俱儻仇儕寬僚備侶類奉輩
幹幹連徒儻五偶等嚳黨耦∥ (颯の矢が木)
部曹伍比儔群係流

更に「トモ」字について、三卷本字類抄内での掲出状況は「表Ⅲ—1」の通りであるが（分母∥当該項目の全語数、分子∥当該字の掲出順位。字類抄の全ての部を対象にした調査である）、この結果から、次の仮説を立てた。

① 排列に関して、辞字部同士では「借友：」以下に共通する部分が無ければ認められるもの、それぞれ名字部との関連は希薄であった。名字部編纂にあたり辞字部収録字が参考にされた可能性はあるが、排列は、名字として相応しい順に再配置された可能性がある。

② 合点の付された字（すなわち上位字）はいずれも辞字部に同訓で収録されているものであり、一般的に漢字と訓の結び付きの強い語と考えられる。

③ 名字部の上位字でありながら合点の付されていないかった「偏」は、辞字部の中には（また辞字部以外の調査からも）「トモ」と呼ぶべき蓋然性が見出せなかった。「丈」「那」「誠」についても、（トモ）に類する読みを与えているのは名字部のみということになるが「注六」、字類抄中で、漢字と訓の結び付きが名字部のみに見える字については、名字特有字と認識しても良いのではないか。

〔表Ⅲ―1〕(トモ)の掲出状況

(倫||人倫部、辞||辞字部、姓||姓氏部)

トモ	名字	別訓の存在(名字部内)	他部における同訓の存在	
1	友	×	辞上59ウ3/21、倫上55ウ5/7	合点
2	公	タ ⁴ /31、キミ1/3	辞上59ウ12/21	合点
3	奉	×	辞上59ウ17/21	合点
4	倫	×	辞上59ウ1/21、倫上55ウ2/7	合点
5	偏	×	×	
6	共	×	辞上59ウ4/21	合点
7	知	トシ11/18、ノリ46/46	辞上59ウ6/21	合点
8	類	×	(トモカラ) 辞上61オ29/51	
9	丈	×	×	
10	俱	×	辞上59ウ13/21	
11	偕	×	辞上59ウ2/21	
12	與	×	辞上59ウ5/21	
13	兼	カネ/カヌ1/5	辞上59ウ8/21	
14	僚	×	辞上59ウ15/21	
15	具	×	辞上59ウ21/21	
16	伴	×	倫上55ウ7/7、姓上64ウ1/1	
17	朝	トキ8/11、ノリ28/46、アサ1/1	辞上59ウ7/21	
18	朋	×	辞上59ウ10/21	
19	寛	トヲ5/6、ヒロ7/7	辞上59ウ14/21	
20	那	×	×	
21	比	ナミ2/7、コレ8/12	(トモカラ) 辞上61オ47/51	
22	等	×	(トモカラ) 辞上61オ39/51	
23	誠	ノフ20/28、サネ4/7	×	

右の仮説を検証するために、名字部の他の全ての語について行った同様の調査結果の一部を〔表Ⅲ―2〕に挙げる。

〔表Ⅲ―2〕(トシ)(トキ)の掲出状況

(天||天象部、辞||辞字部)

トシ	名字	別訓の存在(名字部内)	他部における同訓の存在
1	俊	×	辞上59オ8/36
2	利	ヨリ18/24	辞上59オ4/36
3	敏	×	辞上59オ7/36
4	載	ノリ41/46	天上54オ4/7
5	年	×	天上54オ1/7
6	歳	×	天上54オ2/7
7	稔	×	天上54オ5/7
8	逸	ヤス12/16	×
9	聡	×	辞上59オ17/36
10	明	ノリ25/46、アキ2/6、アキラ1/14、ミツ9/9	×
11	知	トモ7/23、ノリ46/46	×
12	鏡	ミ11/18	×
13	照	テル2/2、アリ7/7	×
14	詮	アキラ6/14	×
15	信	ノフ2/28、アキラ4/14、サネ2/7	×
16	章	ノリ6/46、アキ4/6、アキラ3/14	×
17	季	スエ2/2	×
18	曉	×	×

トキ	名字	別訓の存在(名字部内)	他部における同訓の存在
1	時	ヨリ13/24、コレ7/12	天上54オ1/6
2	脱	×	(トク) 辞上59オ1/20
3	節	×	天上54オ4/6
4	候	×	×
5	秋	アキ1/6	天上54オ5/6
6	辰	×	天上54オ3/6
7	言	ノリ31/46、ノフ18/28	(トク) 辞上59オ11/20
8	朝	トモ17/23、ノリ28/46、アサ1/1	×
9	昔	ツネ9/10	×
10	宗	ムネ1/9	×
11	國	クニ1/3	×

【結果】

① 仮説の通り、排列に関して、他部から影響を受けた様子は見られなかった。引用書の踏襲という可能性を除外すれば、名字部の排列は名字として適当な順序に改められた、あるいは新たに案出されたものと考えられる。

②ただし上位字は、辞字部等他部に同訓（或いは用言の終止形）で収録されているものが多く、仮説の通り、一般的に漢字と訓の結び付きの強い語と考えられる。

③字類抄内で、漢字と訓の結び付きが名字部のみに見える字を名字特有字とすれば、②の通り、名字特有字は排列の下位に位置する傾向があった。無論、名字部に収録された延べ七四六字のうち他部に同訓を持たない延べ二八二字全てを名字特有字と規定するのは乱暴である。この中には、人名訓以外で現在まで訓として通行しているものもあり、あくまでも傾向として捉えるべきであろう。

また、卜篇では同字別訓を多く持つものが下位にある傾向があったが、他部の調査では、特に顕著な傾向は見出せなかった。このことは卜篇内の別訓の掲出順位からも明らかであろう。

六 古代人名辞典における用例

『日本古代人名辞典』（阿部猛編／東京堂出版／2009、以下「辞典」）に収録された二字名男性二二一〇名〔注七〕（うち源氏五二一名、平氏三六七名、藤原氏二二九七名、橘氏一二五名）についてデータベースを作成し、『色葉字類抄』名字部収録字との比較調査を行った〔注八〕。

■『色葉字類抄』に非掲載の字・

源平藤橘に現れない字・氏による偏り

辞典に収録された人名のうち「雨叡園乙河海梶葛関希古主取純小裳上世勢宣川全大統八発浜淵穂万野鷲楯」の字は、字類抄名字部に収録されていなかった。また本調査の範囲外ではあるが、『色葉字類抄』が、奈良時代の人名に多かった動物（馬、鹿、猿、虎、牛、蝦、鳥等）や植物を表す多くの実字を載せない状況からは、編纂者（橘忠兼）が各氏の祖先の名に使用された字を系図から網羅的に集めたのではなく、院政期以降に新しく人名を命名する際に活用出来る字（漢籍に典拠・由来のある嘉字）を中心に収集したのであろうことが想像される。

また、字類抄に採録されながら辞典の源平藤橘四氏の名に現れなかった字は「算畧念瀬侄滯藝苞柯牢隣」等二七五字である。更に、字類抄収録字のうち源平藤橘のいずれかに偏る字を調べたところ、特定の氏に対する顕著な偏りは見られなかった〔注九〕。

■「トモ」配当字

『色葉字類抄』名字部で「トモ」に配当された漢字のうち、前掲〔表Ⅲ―1〕において二訓以上の当てられた「公朝寛誠」と辞典採録訓との関係を〔表Ⅳ〕に示す〔注一

〔表Ⅳ〕源平藤橘における「トモ」字 (上字*下字)

掲出順	トモ字	訓(辞典)	源	平	藤	橘
2/23	公	キン キミ	3*0 -	2*0 1*0	27*0 0*2	6*0 0*1
7/23	知	トモ	1*0	6*0	21*1	-
17/23	朝	トモ	4*4	2*1	9*1	-
		アサ	-	-	10*0	-
19/23	寛	トモ/アサ	1*0▲	-	-	-
23/23	寛誠	ヒロ サネ(ザネ)	1*0 -	- 0*1	- 2*0	- -

や限界があるのかもしれない。上位の「公」字を実は「トモ」
 「タビ」と読んだ人名が見過(ぎ)されている可能性は大いに
 あるだろう(例えば、「表Ⅳ」内の▲は同一名の同一人物を
 別訓で二重に立項している例である。源朝任→アサトウ、
 トモトウ。二重掲出については後述)。しかしもう一つ疑う
 べき点は、二千余名中、殆どあるいは全く出現しない「寛」
 「誠」「比」などの字に、『色葉字類抄』がそれぞれ三種も

これを見ると、先行研究の集大成である最新の人名辞典においても、確実に二種に読んでいる「朝」字を除けば、他は一種の訓しか示しておらず、しかも「トモ」字の掲出順位が二位である「公」字、また下位の「寛」「誠」字については「トモ」の訓さえ見えないことが分かる。この背景にはどのような事情があるのだろうか。無論、一つには、適当な訓を当てて便宜的に読むしかない人名研究の現状

〔表Ⅴ〕五訓を持つ字と各訓内の掲出順位

為	タメ1/1、ナリ6/19、ユキ17/18、シケ7/10、スケ15/17
懐	チカ10/19、カネ/カヌ3/5、タカ18/22、ツネ8/10、ヤス6/16
光	テル1/2、アキラ11/14、アリ5/7、ミツ1/8、ヒコ3/3
至	ヨシ20/30、ムネ9/9、フリ45/46、ユキ15/18、ミチ6/13
資	ヨシ21/30、ヨリ3/24、タ、16/31、モト5/10、スケ2/17
方	カタ1/7、ヨリ6/24、ツネ7/10、マサ6/23、ミチ4/13
明	トシ10/18、フリ25/46、アキラ1/14、アキ2/6、ミツ9/9
良	カタ6/7、ヨシ2/30、ナカ5/6、サネ5/7、スケ17/17

訓を配当する必要があったのであるうかという点である。四氏以外も含め、本辞典以外の古今の人名索引を繰れば、これらの字が人名に用いられており、名字自体の需要はあったことが分かるが、その訓のバリエーションについては容易に確認されないだろう。

この調査の延長として、『色葉字類抄』名字部中、最も多い五種の訓を当てられた字と、各訓内での掲出順位を(表Ⅴ)に示した。また、「表Ⅳ」と同様に、人名辞典での採録訓の分布を(表Ⅵ)に示した。

〔表Ⅵ〕源平藤橘における五訓字

	訓(辞典)	源	平	藤	橘
為	タメ	16*0	11*0	42*0	5*0
懐	カネ	1*0		2*1	
	ヤス			1*0	
	チカ			0*1	0*2
光	ミツ	10*19	2*4	13*36	0*2
	テル	0*1		0*1	
至	ムネ/ユキ	1*0			
	スケ	7*6	6*2	28*4	2*1
方	ヨリ			0*1	
	カタ	0*7	0*5	0*13	
	マサ	0*3			
	カタ/マサ			0*2	
明	アキ	3*4	2*2	7*5	
	アキラ	0*15		0*10	
	ヨシ	2*4	3*2	19*8	2*0
良	ナガ	0*1			
	ラ			0*1	

七 実名敬避

〔表V〕において掲出順位が一位、二位のものを列挙すれば、「為(タメ)」「光(テル)」「光(ミツ)」「資(スケ)」「方(カタ)」「明(アキラ)」「良(アキ)」「良(ヨシ)」であり、これらを〔表VI〕と照合すれば、いずれも(便宜的にであれ)主に読まれている訓であるということが分かる。一方で、掲出順位が最下位に近い「為(ユキ)」「懐(タカ)」「至(ムネ)」「至(ムネ)」「明(ミツ)」「良(スケ)」などは「至(ムネ)」を含めても「注一」確実に読まれている例はない。この調査結果は、排列規則を知るための一つの指標となるだろう。すなわち本結果は、名字として漢字と訓の結び付きの強い語||名字として実際に活用され得る組み合わせが排列上位に位置し、そうでないものが下位に位置するという傾向が認められるのではないかとこの予測を覆すものではなかった。

しかし、「ノリ」に四六字というように、訓に対して使用頻度や定着度の低い漢字をも多く載せるといふ収録態度、また、漢字の使用頻度自体の低い「至」などに五訓も与えた意義は何であろうか。表面的には「辞字部」でも同じ現象が見られるが、意味の類似から文字を集めたことが推測される「辞字部」を「名字部」と並列して考えることは出来ない。本項冒頭でも示した通り、仮名引きによって字を求める体裁の本書において、「名乗字」一字を仮名から求める需要・意義とは何処にあったのか、考える必要がある。

『色葉字類抄』の体裁上、漢字からその訓を引けないため、名字部が既存の人名の読み方を調べるために設けられた部ではない(少なくとも適していない)ことは自ずから理解されるところである。江戸時代の『名字指南』なども「凡古くよりの名字の書ともすべて訓もてのみ類聚したれば搜索せむにわつらはしき事あり」(凡例)とし、訓引きと画引きの両方を採用している。

名字の訓引きには、古記録等への他人の名の筆記の他に、「命名」の際の需要が考えられる。単純に新たな実名命名の場面として考えられるのは、元服、還俗、犯罪者の改名時などであり、これらの場合に「名前を訓(訓み方)から決め、当てる字を探す」という手順が通行していたのであれば、当部のように可能な限り多くの字を掲載して利用可能な字を充実させたのだというような弁も成立しなくはないであろう。全ての貴族や武士が「系字・通字」の他の一字を決めるだけの手段として簡便なものを参照したということもあるかもしれない。

しかしそれだけでなく、もう一つの可能性として、同訓字を羅列する背景には、貴人の実名を敬避して改名する貴族の風習があったのではないだろうか。最も顕著な例は、

天皇の「諱」の使用敬避（避諱）であるが、該当字を避けて同訓の別字に改める、また該当訓に通じる字も全て避けて改名する場合に、同訓別字の名字についての知識が不可欠となる。ここに、名字だけを集めて訓引きで利用出来る辞書の需要が発生したと考えることも可能ではないだろうか。

〔参考〕 貴人の実名敬避の例

□中納言「忠雅」を避けて 忠正↓忠員（タダカズ）に（保元物語）

□後白河の法名「行真」を避けて 行国↓家種に（平戸記）

□八〇代高倉帝の時代、六二代村上帝の皇子「為平」親王を避けて（賀茂）為平↓邦平に（兵範記）

□近衛中将「良経」を避けて（源）義経↓義行（↓義頭）に（玉葉・吾妻鏡）

八 結論と課題

以上は、『色葉字類抄』各篇末尾に位置する「名字部」に関する調査結果である。以下にまとめと課題を記す。

□名字部収録字（同訓中）の排列には字類抄中の他部の排

列からの影響は見られず、また特定の氏に使用される字に偏ったような収録状況も窺うことは出来なかった。しかしこのことにより、名字部が何らかの目的のために字類抄に加えられた、独特の字訓の集合であることが裏付けられることもなった。

□排列の傾向として、上位字は辞字部等他部に同訓（或いは用言の終止形）が収録されているもので、一般的に漢字と訓の結び付きが強く現代の人名辞典でも大部分を占める読み方であり、下位字は結び付きが特殊で辞典でも確認されないものが多かった。

□一訓に対して多字を排した背景には「避諱」の風習があったのではないだろうか。すなわち、貴人の実名を避けるため、改名の際に同訓字を参照する、あるいは同訓別字に改めるため参照する、などの「同訓意識」があったのではないかと筆者は考えた。現実には「避諱」が同訓字に及んでいたことを考えれば、同訓名字への理解はいずれかの手段によって共有されなければならなかったはずである。字類抄編者が「国語辞書」とも言える本書にこのような語彙の収録を行った背景については、古記録や和漢混雑文中の人名筆記の需要と併せて、なお考える余地があるだろう。

□今後の課題として、特殊な訓を持つ「名字特有字」各字についての典拠の有無など、更なる調査が必要となるだ

る。また、例えば『身延山本朝文料』に「安世（ヤスヨ）」「言鑿（トキミ）」「相職（スケモト）」「緒嗣（ヲツキ）」「高山寺本古往来」に「晴雅（ハレマサ）」「真（サネ）成」「米茂（ヨナシケ）」「吉仁（ヨシヒト／タウ）」「到（マサ／ムネ）明（キラ）」等の訓が見えるが「注一」「注二」、訓点資料中の人名への振仮名の有無に、「難訓」「複数訓の可能性」などの基準があつたのか、という観点でも人名訓を追究すべき余地がある。無論、中古・中世の人名の正しい読み方を個々人について調査し、その成果を現代の人名辞典等において共通理解とする作業が必須であることは言うまでもない。

◆同時代の『掌中歴』との関係については、本項末に掲げた通りであり、『掌中歴』の完本の発見が俟たれる。

〈参考〉古辞書における名字収録状況（イ篇）

※漢字引きのものを除く

○《三卷本色葉字類抄》

イヘ（家宅）、イヤ（弥取）、イマ（今末）

○《二卷本色葉字類抄》

イエ（家宅）、イヤ（弥取）、イマ（今末）

○《二卷本世俗字類抄》

家宅 弥取 今末

○《七卷本世俗字類抄》

イエ（家宅）、イヤ（弥取）、イマ（今末）

○《十卷本伊呂波字類抄》

イヘ（家宅）、イヤ（弥取）、イマ（今末）

○《拾芥抄》

イヤ（弥取末）、イト（取系）、イヘ（家宅屋舎）、イ

ハ（岩石）、イチ（市）、イル（入）、イソ（磯）、イ

ナ（稲）、イキ（活生）、イケ（池）

○《名字指南》（文久二年刊）

イク（活生）、イケ（池）、イケル（生）、イサ（義勲

功績）、イソ（磯勲）、イタル（致）、イチ（市）、イ

ト（系取純文）、イナ（稲）、イハ（岩石）、イヘ（屋

家舎宅）、イマ（今末）、イヤ（取末彌）、イヤ（居）、

イル（入）

〔注一〕増訂再版 古辞書の研究』（川瀬一馬／雄松堂出版／1986）

に、

名字歴 現存いろいろは分類の最古のものなり。（右両部は字類抄に

所引せらる。）

とあり（両部とは姓氏部と名字部のこと、字類抄が『掌中歴』

の名字（歴）を踏襲したとする説もある。そこで、本項末に字類

抄と『掌中歴』中の名字の比較を掲げ、これについて考察を行っ

た。その結果、二書に直接の関係があり、しかも『掌中歴』が先

行するとは未だに証拠の少ないことが明らかになったため、本項ではこの点を留保し、字類抄独自の排列面を中心に検討する

こととした。本調査は、字類抄と『掌中歴』の関係についての研究にも資するものと考えられる。*三善為康撰、保安三、四年(一二二二、一二二三)頃成立か、近世の写本(零本、名字歴を欠く)のみ現存、『二中歴』(鎌倉時代初期成立か)中に、「掌中所載」として名字語彙を載せる。

[注二]『貞丈雑記』人名部。また『名字弁』等あるが、未見(『古事類苑』、豊田国夫(一九三三)等に引用)。

[注三]築島裕「法華経単字の和訓について」(北大国語学講座二十周年記念論輯「辞書・音義」/一九八〇)参照。

[注四]『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会/一九八〇)。

[注五]『三卷本色葉字類抄につけられた朱の合点について』(二松学舎大学論集50年度) / 一九七六)

[注六]なお、観智院本『類聚名義抄』には、「偏」に「トモカラ」、「誠」に「トモ」の訓があるものの、「丈」「那」には関連訓がなかった。

[注七]時代の上限は西暦八〇〇年に生存していた人物とし、下限は以下全ての掲載人物(本書凡例「およそ鎌倉の源頼朝政権の確立頃までに歴史上にあらわれた者」とした。一部、改名等による同一人物の重複掲出があるが、重複して計上した)。

[注八]本人名辞典に提示された人名訓の妥当性については後にも述べる通り疑わしい箇所が認められるため、主に用字を収集する目的で利用した。

[注九]源—〇陟鑿猷自×雄、平—×儀懷蔭、藤—〇臣根潔君宜岳衛陰因、橘—〇倚綿殖勢×明方扶中泰宣昌守嗣弘景興教学久規雅伊職、という結果であった。〇—主にその氏のみに見える字、×

—他三氏には見えるがその氏に見えない字。『尊卑分脈』『平安遣文人名索引』なども参照した。藤原氏〇と橘氏×の多さは母体の大小に由来するのであろう。

[注一〇]辞典に掲載されていない「比」の字を除いた。

[注一一]これは「源至光」が「ムネミツ」と「ユキミツ」で二重掲載された例であるが、本人名辞典ではこのような例が散見される。問題は、各項目の説明が一方は「むねみつ 生没年未詳。父は博雅(九一八—九八〇)。長徳二年(九九六)小内記で藏人に補任さる。同四年讃岐介に任ずる。(小右記・権記)」、一方は「ゆきみつ 生没年未詳。博雅(九一八—九八〇)の子。従五位下伯耆守。雅楽家。父から催馬楽を伝授された。(大日本史料一—一八)」と項目記述が異なっており、場合によっては同一人物であるかが不明である点である。辞書編纂上の問題であると同時に、歴史上の人名の「訓読み」に対する統一的(便宜的)基準のないことからの不備とも言えよう。

[注一二]他にも、『大鏡』諸本や『吾妻鏡(寛永版)』など、人名に振り仮名を付した資料のあることは周知の通りであるが、このような訓を網羅的に採集し中世辞書類所載の人名訓と比較を行うことが、次の段階に期待される作業と言えるだろう。

【掌中歴との関係】

以下の表内に、『二中歴』に「掌中所載」、『掌中歴』の名
字歴)として掲げられた名字と字類抄の名字の比較を行っ
た。両本で排列の異なる部分については、字類抄の排列を
正順として、『掌中歴』の語の左に字類抄内の掲出順位を示
した。また、一方の本に特有の文字を□で囲んだ。『二中歴』
のテキストは『二中歴 三』(尊経閣善本影印集成16 / 八
木書店 / 1998)を使用した。

字イヘ(家毛) イヤ(弥取) イマ(今未)	家毛屋舎 弥取 今未 色 石岩磐巖 磯
字ハル(春治玄) ハレ(晴齋)	春治玄 晴齋
字トモ(友公奉倫偏共知類文俱借與兼僚具伴朝朋寛那比等誠)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23
掌	友知奉倫朝公共具伴僚偏類借與朋比等丈兼寛那誠留美
字トシ(俊利敏載年歳稔逸聡明知鏡照詮信章季暁)	1 7 3 4 17 2 6 15 16 14 5 8 11 12 18 21 22 9 13 19 20 23
掌	俊敏利載年歳稔逸季文聡暁明留鏡照詮信章暁
字トキ(時説節候秋辰言朝留宗國)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

掌	時節候辰朝長釋解國宗説高秋言朝世	1 3 4 6 11 10 2 5 7 8
字	トヲ(遠遐遠通寛玄) トク(得徳) トヨ(豊仁豊) トミ(富)	1 2 3 4 5 6
掌	遠遐遠通玄寛高曠逾 得徳 豊仁豊 富福幸	1 2 3 4 6 5
字	字チカ(近迹親愛隣周允幾庶懐用身躬子實見積慎元)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
掌	近親隣周幾允迹愛庶懐用身元浮修子躬實慎徳信真慎見	1 3 5 6 8 7 2 4 9 10 11 12 19 14 13 15 18 16
字	字チ(子) ヲ(英雄緒縉尾巨水) ヲカ(岡岳)	1 2 3 4 5 6 7 8
掌	英雄緒縉尾巨濟水絃音臣正岳嶽陵阜壘壘若少雅	1 2 3 4 6 7 5 8
字	*掌中ヲカ「壘」(二字目)の脚は「仕」	
掌	方賢象堅固良形像 カス(員數竿和量) カケ(景影陰蔭暑)	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
字	カネ/カナ(兼包懷苞該) カ(香芳馨)	1 2 5 3 4 1 2 3 5 4
掌	兼包懷苞該恰 香芳馨	
字	カツ(勝) 遂 カト(門廉) カセ(風吹) カヒ(顯納)	
掌	カネ/カナ(金鑑)	

<p>掌</p> <p>勝彦捷 門康 風吹頼 頼柄</p> <p>金鑑</p> <p>*掌中はカネ、カセ、カツ、カト、カヒの順</p> <p>宇ヨシ (吉良好義慶善能淑懿令嘉榮理綏微美愛佳珍至資休若由徳頼承 燕亘克)</p> <p>28 29 30</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27</p> <p>28 29 30 31</p> <p>忠直唯齊正格政公渡理陟位薰尹資身子但只礼匡江兄<small>審</small>念賢彈</p>	<p>掌</p> <p>宇ヨリ (頼依資倚<small>目</small>方賢<small>二</small>毅命麗可時備敬<small>形曲利審</small>之因據適仍)</p> <p>依頼因<small>由</small>資倚<small>尋</small>毅<small>隨</small>命依麗可據適仍<small>楯</small>時備敬<small>典利</small>之<small>世与代</small></p> <p>2 1 21 3 4 9 10 2 11 12 22 23 24 13 14 15 18 20</p> <p>*字類抄「曲」と掌中「由/典」は同字か</p> <p>*字類抄「二」は<small>二</small>冠<small>一</small>ナ</p> <p>*掌中「依」は二箇所<small>一</small>あり</p> <p>宇タ、(忠直政公齊渡正格理陟位薰尹箴唯資身子但只礼匡江兄<small>審</small>念賢彈 彈孫産繩)</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27</p>	<p>掌</p> <p>由頼<small>院</small>徳承張毅曲備敬可賀康命尋</p> <p>吉良好義美慶善能懿令嘉理佳燕亘克<small>儀</small>淑榮綏微愛珍至資休若</p> <p>24 26 25 27</p> <p>1 2 3 4 16 5 6 7 9 10 11 13 18 28 29 30 8 12 14 15 17 19 20 21 22 23</p>
--	---	---

<p>掌</p> <p>孫産繩<small>百</small>箴<small>簡</small>標<small>帝</small>産<small>均</small>文<small>真</small>平<small>一</small></p> <p>29 30 31 14 25 30</p> <p>*掌中「齊(齊)」「産」は二箇所<small>一</small>あり</p> <p>宇タカ (高隆教孝卓舉貴高標楚陟尊辛岑生懷山膺孝崇)</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21</p> <p>高隆教孝孝高楚卓舉貴<small>荒</small>標陟尊<small>幸</small>岑岑生懷山膺崇<small>筆</small>方</p> <p>1 2 3 4 20 8 10 5 6 7 9 11 12 14 15 16 17 18 19 21</p> <p>宇タフ (任堪能妙) タへ(妙絲) タメ(為) タネ(種胤殖)</p> <p>1 2 3</p> <p>タケ(武健)</p> <p>任堪能妙<small>純</small>勝<small>耐</small> 妙絲抄 為 胤殖種</p> <p>2 3 1</p> <p>武健全竹長</p> <p>宇ツラ (連貫列綿陳風宜) ツネ(經常恒庸每鎮方懷昔<small>繩</small>)</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10</p> <p>連貫列陳綿<small>厲</small>行<small>宜</small>陣<small>徳</small> 常恒経懷每鎮<small>尋</small>庸方昔<small>鶴</small></p> <p>1 2 3 5 4 6 7 2 3 1 8 5 6 4 7 9</p> <p>宇ツキ (次継嗣統序) ツナ(綱) ツカ(冢墓)</p> <p>次継嗣續序<small>第</small>厲<small>条</small>后<small>構</small>系<small>接</small>紹<small>歴</small> <small>繩</small>繩<small>繩</small> 冢<small>陵</small>墓<small>墳</small>塚<small>束</small>握</p> <p>*掌中はツキ、ツラ、ツル、ツカ、ツネ、ツナの順</p> <p>*字類抄ツネ「繩」はツナとあるべきか(ただし掌中ツナに二例あり不明)</p>
--

字	掌	掌	掌	掌	字	掌	字	掌	字
字ノリ *字類抄ムネ「縁」と掌中「統」は同字か (則義儀憲範章孝教乘徳法矩規典度刑慶猷經紀式繩令斯明書述	宗致統棟齊智順旨至林概 村邑群聚義 (ウヤ) 敬札恭 1 2 4 6 5 7 8 9 ムネの順	並波濤南稼秘 名聲稱目号 夏 1 3 5 7 6	字ナミ(並比波濤瀟秘南) ナ(名聲稱命) ナツ(夏) 1 2 3 4 5 6 7	長永脩度良條洵箇 中仲榮 直猶仍脩如君尚 1 2 3 6 5 4	字ナカ(長永脩條良度) ナカ(中仲榮) ナヲ(直尚猶仍脩如君) 1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6 7	根福祿 成業齊生濟為作登就平位救均得徹造尚周也忠有 経産輪 1 2 5 3 4 6 8 7 13 9 10 11 12 14 15 18 19 17 16	字ネ(根福) ナリ(成業生濟齊為登作平位救均就得尚有忠周也) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19		

掌	字	掌	掌	掌	字	掌
1 2 3 4 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 安保康泰懷寧息休綏倬逸穩易吡縁蒙海預慰平寔惶快 山	字ヤス(安保康泰懷寧息休倬綏逸穩易吡縁) ヤマ(山) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	興息居起 乙 隈阿曲隈 國邦訓州郡 倉藏 庫掠廣裕促	字オキ(興息居) オム クニ(國邦州)	*掌中ノフ「修」字は「循」に似る 22 23 24 25 26 27 蕪振内遙惟將 1 2 5 3 4 6 11 12 13 7 8 9 10 14 15 16 17 18 19 20 21	字ノフ(延信述順舒書所別修序叙暢書所別修正房繪申宣演布備命言政誠摠) 28 29 20 21 22 23 24 25 26 27	朝雅仙言代記永化政象藝肖似載尊帆孝至知 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 則範章教乘幸憲儀義孝徳法規矩典度刑慶猷式紀帆尊孝至経繩 令斯明書述朝雅仙言記永化政象藝肖似載知納如純賢 23 24 25 26 27 28 29 30 31 33 34 35 36 37 38 39 40 41 46 4 3 2 7 10 11 13 12 14 15 16 17 18 21 20 43 42 44 45 19 22

字 マサ (正昌政理允方當雅匡尹將繩順齊藏幹緝賢蔚睿元客)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	字 マ (益増)	マツ (松)	マ (眞)	又復加完全也	掌 益増升 松	*掌中はマス、マサ、マタ、マツの順	*掌中マサ「直」と字類抄「眞」は同字か	字 フサ (房総林滋番重成芝維)	フム (文校書)	フチ (藤)	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3	掌 房総林滋番重成芝別所 文書牧 藤	1 2 9 3 4 5 6 7 8	1 3 2	冬 生	字 フチ (洩)	洩潭 深 古舊雨故置 音聲	*掌中はフム、フヂ、フサ、フユ、フ、フチ、フカ、フルの順	字 コレ (是惟斯伊之時此言自比繁)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	是惟斯伊之時維電茲專旃右云比繁自彼以載言若官	1 2 4 5 6 7 3	11 12 10	9	字 エタ (枝柯族條)	エ (江柯兄柄)	テル (光照)	1 2 3 4	1 2
-------------------------------------	---	----------------	-----------	----------	--------	---------------	-------------------	---------------------	------------------------	-------------	-----------	---	-------------	-----------------------------	---	-------------	--------	----------------	------------------------	------------------------------	--------------------------	---	------------------------	---------------------------------	----------------	---	-------------------	-------------	------------	------------------	--------

掌 枝柯架族條高 江柄柯兄 照光満實三盈益師	1 4 2 3	2 1	字 アキラ (明昭章信朗詮在顯著卿光耀高行)	アキ (秋明在章顯著)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	明昭章信朗詮顯著光耀亮行 秋鏡卿曉在	掌 1 3 4 5 6 8 9 11 12 14	*字類抄「昭」と掌中「照」、字類抄「高」と掌中「亮」は同字か	字 アリ (有在茂満光順照)	アフ (合相會遇)	アツ (厚篤敦淳)	1 2 3 4 5 6 7	有在茂満順光照 合相會遇遭逢 敢響厚篤敦淳	肖似	掌 アユ (肖似)	*掌中アツ「敢」「敦」は同字か(ただし二例となり不明)	字 アサ (朝)	サネ (真信實誠良字核極)	サタ (定貞完悋)	サト (里郷隣束識)	朝 眞實信誠人城核良字 定貞完信悋	1 3 2 4	7 5 6	*掌中はアキラ、アキ、アリ、アサ、アフ、アユ、アツの順	*掌中はサト、サネ、サタの順	字 キ (木材興城樹黃紀息置起來杖減軒甲規)	キヨ (清淨潔滌聖)
---------------------------------	------------------	--------	------------------------------	----------------	---	-----------------------	--	--------------------------------	----------------------	--------------	--------------	---------------------------------	-----------------------------	----	-----------------	-----------------------------	----------------	------------------	--------------	---------------	-------------------------	------------------	-------------	-----------------------------	----------------	------------------------------	---------------

右の表からは、以下のことが窺える。

字類抄特有字は延べ四六字であり、『掌中歴』特有字は延べ二七四字である（同字であるか不明のものを含む）。このことから、

① 掌中歴↓字類抄に抄録、一部増補、排列改編

⇔??

↓ 二中歴（独自の排列）

② 種本↓掌中歴↓二中歴名字歴を改編

↓ 字類抄 ↓? ↓?

③ 種本↓原掌中歴↓二中歴掲載時に掌中歴部分を改編

⇔??

（掌中所載）

↓ 字類抄 ↓

のような可能性が考えられるが、例えば「右（スケ）」のような字で、種本にありながら字類抄が採録を見送った可能性の低いものが多いことや、そもそも両本の排列の異なることから、①のような可能性は低いと考えるのが妥当である。よって、『掌中歴』を直接字類抄が参照しているとするにはより確かな証明が必要となるだろう（またもし参照関

係があったとしても、字類抄による語の取捨選択と再排列の背景については字類抄独自の事情として研究対象となり得る）。一方で、右表のうち□を付さなかった二本共通の語は無視出来ないほどに多く、間接的にであれ関連のあったことは間違いない。また②③の場合、種本と両本との間にどのような改編が行われたか、行われなかったかという点が注目される。

また、『二中歴』も「名字歴」を擁するが、その排列は例えば以下のようなようであり（□を付さないものは三本共通のもの、付すものは一本にのみ存するか二本にのみ共通するもの）、字類抄とも『掌中歴』とも一致せず、語の取捨や見出し語の排列の面でも原則として異なる場合の多いことが分かる。

（字類抄）トモ（友公奉倫^編共知類丈^傳傳^傳兼^傳傳^傳伴朝開^寛那比^等誠^誠）

（掌中歴）友知奉倫朝公共^真伴^傳傳^傳傳^傳傳^傳朋比^等文^兼寛^那誠^智美^美

（二中歴）

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|---|----|----|---|---|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|
| 1 | 7 | 3 | 4 | 17 | 2 | 6 | 15 | 16 | 14 | 5 | 8 | 11 | 12 | 18 | 21 | 22 | 9 | 13 | 19 | 20 | 23 |
| 4 | 14 | 6 | 10 | 3 | 7 | 2 | 17 | | | | 11 | 23 | 13 | | | | | | | 16 | |
- 友倫^傳僚^共傳^傳奉^知公^朝開^傳借^誠兼^美肥^智傳^伴

すなわち、「名字部」という部立ての着想の原点については不明のままであるが、各辞書において独自の語の取捨／

改編を行い、それぞれの目的に合わせて排列（あるいは排列を踏襲）したものである、ということについては事実であるとして良いであろう。特に『掌中歴』は『二中歴』の材料の一つであることが知られるが、この間の関係は、字類抄と『掌中歴』とよりも薄いものであるように見られるのである。

〔付記〕

- ・本稿は、第一〇三回訓点語学会研究発表会（於東京大学山上会館／平成二二年一〇月一七日）の発表原稿の一部に加筆修正を加えたものである。
- ・本稿を成すにあたり、近藤成一先生から御教授を賜った。記して感謝申し上げます。
- ・先行研究の引用、書籍名等で、旧字を通行字に改めた場合のあることを、お断りする。
- ・本研究は、平成二五年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。

（ふじもと あかり 日本学術振興会特別研究員・PD）